

後見支援預金

平成31年1月4日(金)より「後見支援預金」の取扱いを開始いたしました。
「後見支援預金」は、成年後見制度をご利用の方の預金のうち、日常的な支払いに使用しない金銭を、家庭裁判所の「指示書」に基づき管理するための口座です。
「後見支援預金」の概要は、下記のとおりです。

村上信用金庫

平成31年1月4日現在

商品名	後見支援預金
ご利用いただける方	後見人が選定されている成年被後見人又は未成年被後見人で家庭裁判所から「指示書」の交付を受けられた方
期間	定めはありません。
預入	・家庭裁判所から交付される「指示書」に基づき取扱いいたします。 ・預入金額 1円以上 ・預入単位 1円単位
取引の方法	・家庭裁判所の「指示書」および当金庫所定の「手続申込書」に必要事項を記入していただきます。 ・口座振替契約はできません。 ・キャッシュカードは発行できません。
利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・当金庫が店頭に表示する普通預金利率を適用します。 ・年2回(3月、9月)の当金庫所定の日に元金に組入れします。 ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算。
手数料	・口座管理手数料はかかりません。 ・定期交付金、一時金交付の他金融機関への送金の場合は所定の手数料をいただきます。
税金	利息には20%(国税15%地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。) 平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
その他	・この預金の通帳は「普通預金通帳」を使用し「後見支援預金」を表示します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらを合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)

後見制度において利用する「後見支援預金」のご案内(Q&A)

後見支援預金手続きの流れ

新潟県信用金庫協会

後見開始又は未成年後見人選任の申立て

申立人又は後見人候補者による後見支援預金の利用申し出

家庭裁判所による利用適否の検討

後見人が、後見支援預金の利用が適していると判断した場合

①預入する金額、②定期金交付の金額などを設定し、家庭裁判所に後見支援預金を利用する旨の報告書を提出します。

(注) 後見人が後見支援預金の利用に適さないと判断した場合は、家庭裁判所は再検討します。

後見支援預金の作成

家庭裁判所が、報告書の内容を確認し、後見支援預金の利用に適していると判断した場合は、指示書が後見人に発行されるので、指示書を持参してお客様がご利用になる信用金庫で口座の作成手続きをして下さい。

口座作成後、家庭裁判所に作成報告

- 口座作成後速やかに、口座の写し等資料を添えて報告してください。
- 専門職後見人が選任されていた場合、親族後見人へ財産を引き継ぎ、辞任します。